

平成30年度 国民健康保険料のお知らせ

国民健康保険は、医療費などの支払いに要する費用をまかなうため、加入者の皆さまから保険料をご負担いただいで運営しています。

これまで国民健康保険は、市が単独で運営していましたが、国民健康保険法の改正により、平成30年度から都道府県単位で運営することになりました。県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営に中心的な役割を担うことで、国民健康保険制度の安定化を目指すこととしています。

平成30年度の保険料率（額）については、国保制度改革による国費拡大の影響により、昨年度に比べ引き下げることができました。安定した保険給付を行い、安心して医療を受けていただくために、皆さまからのご理解をお願いします。

なお、今後の保険料率（額）について、保険給付費などの費用は増加傾向が続いており、それらをまかなうために、ご負担いただく保険料率（額）も増えていくことが予想されます。

そのため、皆さまからもご自身の健康や医療費に関心をお持ちいただき、①毎年行う特定健診を受診し、病気の早期発見を行う、②かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち健康管理を行う、③同じ病気で複数の医療機関を受診しない、④ジェネリック（後発）医薬品を利用するなど、医療費の節約にご協力をお願いします。

平成30年度の保険料率等（年間）

区分	医療給付費分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護納付金分保険料
対象者	国保加入者全員	国保加入者全員	国保加入者のうち40歳～64歳の人
保険料率	所得割額 賦課標準額（前年所得－基礎控除33万円）の 7.27 %	所得割額 賦課標準額（前年所得－基礎控除33万円）の 2.64 %	所得割額 賦課標準額（前年所得－基礎控除33万円）の 2.64 %
	均等割額 加入者1人当たり 24,994 円	均等割額 加入者1人当たり 8,925 円	均等割額 加入者1人当たり 15,972 円
	平等割額 1世帯当たり 17,767 円	平等割額 1世帯当たり 6,344 円	
最高額	58万円	19万円	16万円

国民健康保険料は、加入者の前年中の所得をもとに世帯単位で計算し、所得割、均等割、平等割の合計額が1年間の国民健康保険料となります。

保険料軽減制度の拡充について

世帯の所得が一定金額以下のときは、保険料の均等割額及び平等割額が軽減されています。昨年度に続き、平成30年度も軽減対象となる所得基準額が引き上げられ、対象世帯が拡大されます。

該当になる世帯については、納付通知書3ページの【軽減額】の欄に記載がありますので、ご確認ください。

【お問い合わせ先：長岡市役所 国保年金課国保保険料係 電話：0258-39-2220（直通）】